

ワクチン・検査パッケージ制度

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージを活用。

行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者〔県に登録〕

- ・飲食店等「第三者認証制度」認証事業者
- ・イベント「感染防止安全計画」を策定し、県の確認を受けたイベント（※5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用）
- ・カラオケ 「第三者認証制度」認証事業者及び飲食を主として業としていないカラオケ店

確認

〈利用者〉

ワクチン接種歴

- ・市区町村発行の予防接種済証等により、2回接種完了、2回目接種日から14日以上経過していることを確認（画像等での確認も可）

PCR等検査結果

- ・PCR検査、抗原定性検査等の結果が陰性であることを確認
※6歳未満は同居する親等が同伴する場合は検査不要

2回接種、
14日以上経過
確認完了

陰性確認
完了

【行動制限緩和】

- 「飲食」 利用者の人数制限なし
- 「イベント」 収容人数の上限を収容定員まで
- 「カラオケ」 カラオケ設備の提供可
- 「移動」 都道府県をまたぐ移動を自粛要請対象から除外

※感染が急拡大し、医療体制のひっ迫が見込まれる場合等は、ワクチン・検査パッケージを適用せず、強い行動制限を要請することがある。